

## 公益財団法人日本ソフトボール協会を通じて東京2020オリンピック チケットプログラムに参加するにあたっての同意書

公益財団法人日本ソフトボール協会（以下当協会）は、公益財団法人日本オリンピック委員会、及び公益財団法人東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と、下記内容の同意書を締結し、東京2020オリンピックチケットプログラムに参加しております。

当協会役職員・加盟団体・委員、及び関係者について、当協会を通じ本プログラムに参加するにあたり、下記同意書に記載された内容を遵守頂く必要がございます。（下記に示されるJOCファミリーとは、当協会のみを指します）

### 東京 2020 オリンピックチケットプログラム参加同意書 (Code of Conduct)

本同意書は、東京 2020 オリンピック大会のチケットプログラムに参加するための主な原則を記載しております。東京 2020 オリンピック大会のチケット（以下「本件チケット」といいます。）の購入を希望される JOC ファミリーの皆様は、事前に、日本オリンピック委員会を通じて、本同意書を東京 2020 組織委員会に提出する必要があります。本同意書の提出がない場合には、お申込みを受けても本件チケットを配券することができません。また、本同意書の内容を遵守いただけない場合、東京 2020 組織委員会は、当該団体への本件チケットの配券を中止し、配券済みの本件チケットに関しても無効とする場合がありますのでご注意ください。

#### < 遵守事項 >

- 本件チケットは日本オリンピック委員会を通じて東京 2020 組織委員会から購入いただきます。本件チケットの清算は、東京 2020 組織委員会の指示に従い遅延なく行う必要があります。なお、東京 2020 組織委員会以外の団体や個人から本件チケットを購入することはできません。
  - JOC ファミリーが東京 2020 組織委員会から購入した本件チケットは、その JOC ファミリーの関係者のみが使用できます。
  - 本件チケットを購入した JOC ファミリーは、その関係者に対してのみ本件チケットを額面額以下にて譲渡できます。その他の団体及び個人へ本件チケットを転売することは認められません。また、商業目的で本件チケットを利用する可能性のある方へ本件チケットを提供することも認められません。
  - 本件チケットは定められたルールに則ってのみ使用できます。万一、本件チケットが不要になった場合には、日本オリンピック委員会を通じて東京 2020 組織委員会へその旨を連絡しなければなりません。
  - 本件チケットを購入した JOC ファミリーは、本件チケットを取得する関係者に対し、本同意書に定められた遵守事項を周知し、遵守させ、その遵守について責任を負うものとします。
  - 本件チケットの取扱いは、本同意書に定めるほか、チケットセールスガイドをはじめ日本オリンピック委員会及び東京 2020 組織委員会が定める諸規程に従うものとします。
- 上記事項を遵守し、東京 2020 オリンピックチケットプログラムに参加します。

### - 同意書 -

公益財団法人日本ソフトボール協会  
会 長 徳 田 寛 殿

上記記載の条項について違反した場合、当該違反者のみならず当協会本プログラムに参加する全員の連帯責任となり、当協会が取り扱い購入予定のチケットが全て無効になる可能性があるほか、チケット額面価格の最大 100 倍相当額のペナルティが課せられる場合があることを認識し、違反した当人ないしは所属団体がこれに係る全ての賠償の責を負うことを了解し、本プログラムへの参加を同意します。

(西暦) 年 月 日

所 属 名

印

代表者氏名